

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

旧 LIFE システムから新 LIFE システムへの  
移行作業のお願い  
計6枚（本紙を除く）

Vol.1291

令和6年7月12日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3944、3945)  
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡  
令和6年7月12日

都道府県介護保険主管課（室）  
各 市町村介護保険担当課（室） 御中  
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局老人保健課

【移行作業未実施の事業所向け】

旧 LIFE システムから新 LIFE システムへの移行作業のお願い

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「科学的介護情報システム（LIFE）」（以下「LIFE システム」という。）につきましては、令和6年4月22日より新 LIFE システムの一部機能について稼働を開始しており、令和6年8月1日より、令和6年度報酬改定に対応した新 LIFE システムの本格稼働を開始する予定です。

本格稼働開始に当たって、本年7月30日までに移行作業を実施していただく必要がありますが、未だ移行作業を終了していない事業所が一定数あるため、改めて以下のとおりお知らせします。

各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知をお願いします。

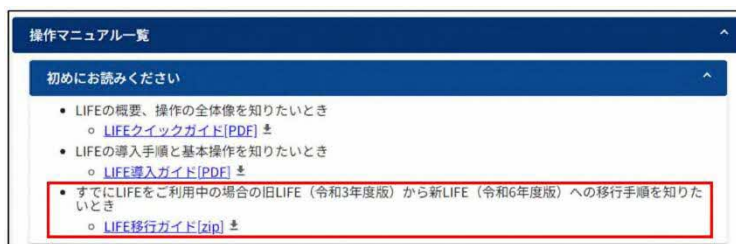
記

「令和6年度報酬改定に対応した「科学的介護情報システム（LIFE）」の稼働に係る周知について」（令和6年6月20日付け事務連絡）でもお示ししているとおり、旧 LIFE システムを利用していた事業所・施設においては、新 LIFE システム利用に当たって移行作業を実施する必要があります。（別紙参照）

令和6年8月1日以降、旧 LIFE システムはサービスを終了し、利用できなくなるため、まだ移行作業を完了していない事業所・施設においては、令和6年7月30日までに必ず移行作業を実施するようお願いいたします。（7月31日はメンテナンス日となりシステムが停止する予定です。）

移行作業については、別添の「旧 LIFE システムから新 LIFE システムへの移行作業のお願い」をご参照下さい。

- ・ 新 LIFE システム内の「操作マニュアル・よくあるご質問等」  
<https://life-web.mhlw.go.jp/help>



令和6年7月30日までに移行作業が完了できなかった場合は、新 LIFE システムにて、旧 LIFE システムで登録した一部情報（被保険者に関する個人情報等）が正しく画面に表示されません。正しい表示をさせるためには別途作業が必要となり、本来は不要な作業負担が発生します。令和6年7月30日までに必ず移行作業の実施をお願いします。

やむを得ない理由で、令和6年7月30日までに移行作業を完了できない場合であっても、旧 LIFE システムからバックアップファイルの取得だけは、必ず令和6年7月30日までに行っていただきますようお願いいたします。（バックアップファイルの取得方法については、前述の「LIFE 移行ガイド」をご確認ください。）

以上

# 旧LIFEシステムから新LIFEシステムへの 移行作業のお願い


2024.7.12

※本内容は 旧LIFEシステムをご利用したことがあり、  
新LIFEシステムへの移行作業をまだ行っていない事業所・施設 が対象です

介護事業所・施設の皆様へ

令和6年 **7月30日** (火)

までに  **新LIFEシステムへの移行**をお願いいたします

- 移行にあたり、 **旧LIFEシステム**側での作業が必要です。
- 7月30日までに移行作業が完了できなかった場合、  
新LIFEシステムの利用を開始した際、旧LIFEシステムで登録した  
一部情報（被保険者に関する個人情報等）が正しく画面に表示  
されず、別途表示させるための作業が必要となります。
- **旧LIFEシステムを利用したことがあり、新LIFEシステムへまだ移  
行されていない場合は、新LIFEシステムへの移行**をお願いします。
- 7月31日に旧LIFEシステムは**サービスを終了**いたします。  
やむを得ず移行作業が間に合わない場合でも、**バックアップファイ  
ルの取得だけは行ってください。**

# 1.新LIFEシステムへの移行作業について

- 移行作業の手順につきましては、「**LIFE移行ガイド**」をご覧ください。  
(移行の流れは次ページをご覧ください)
- LIFE移行ガイドは、新LIFEシステムのトップページ右上の「**操作マニュアル・よくあるご質問等**」よりご覧いただけます。  
(新LIFEシステムURL : <https://life-web.mhlw.go.jp/home>)

お問合わせの方へ **操作マニュアル・よくあるご質問等** \click!/\

LIFE  
科学的介護情報システム

登録済みの方 **ログイン**

初めてご利用される方 **新規登録**

専用の起動アイコン (.exe) でシステムを起動する必要があります

お知らせ

2024/06/05

2024年3月利用分のフィードバック帳票(Excelファイル)をダウンロードしていただけるようになります。

・2024年3月分のデータ登録を集計時点とした以下の事業所別フィードバック、利用者別フィードバックを6月5日(水)よりダウンロードいただけます。  
なお旧LIFEにてご提供しておりましたフィードバック帳票と同じExcelファイルでの提供となります。

科学的介護推進体制加算  
栄養マネジメント強化加算・栄養アセスメント加算  
褥瘡マネジメント加算・褥瘡対策指導管理  
口腔衛生管理加算(Ⅱ)  
個別機能訓練加算(Ⅱ)  
リハビリテーションマネジメント加算等  
排せつ支援加算  
口腔機能向上加算(Ⅱ)  
自立支援促進加算  
かかりつけ医連携薬剤調整加算・薬剤管理指導  
ADL維持等加算

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

操作マニュアル一覧

初めにお読みください

- LIFEの概要、操作の全体像を知りたいとき
  - [LIFEクイックガイド\[PDF\]](#)
- LIFEの導入手順と基本操作を知りたいとき
  - [LIFE導入ガイド\[PDF\]](#)
- すでにLIFEをご利用中の場合の旧LIFE（令和3年度版）から新LIFE（令和6年度版）への移行手順を知りたいとき
  - **[LIFE移行ガイド\[PDF\]](#)**

業務の場面ごとにお読みください

- 職員や事業所、介護サービス利用者、端末等の情報管理等の操作方法を知りたいとき
  - [操作説明書（管理業務編）\[PDF\]](#) **【管理ユーザー向け】**
- 様式情報の登録等の操作方法を知りたいとき
  - [操作説明書（様式情報入力編）\[PDF\]](#)
- フィードバックの活用について
  - フィードバックのダウンロード等の操作方法を知りたいとき
    - [操作説明書（フィードバック活用編）\[PDF\]](#)

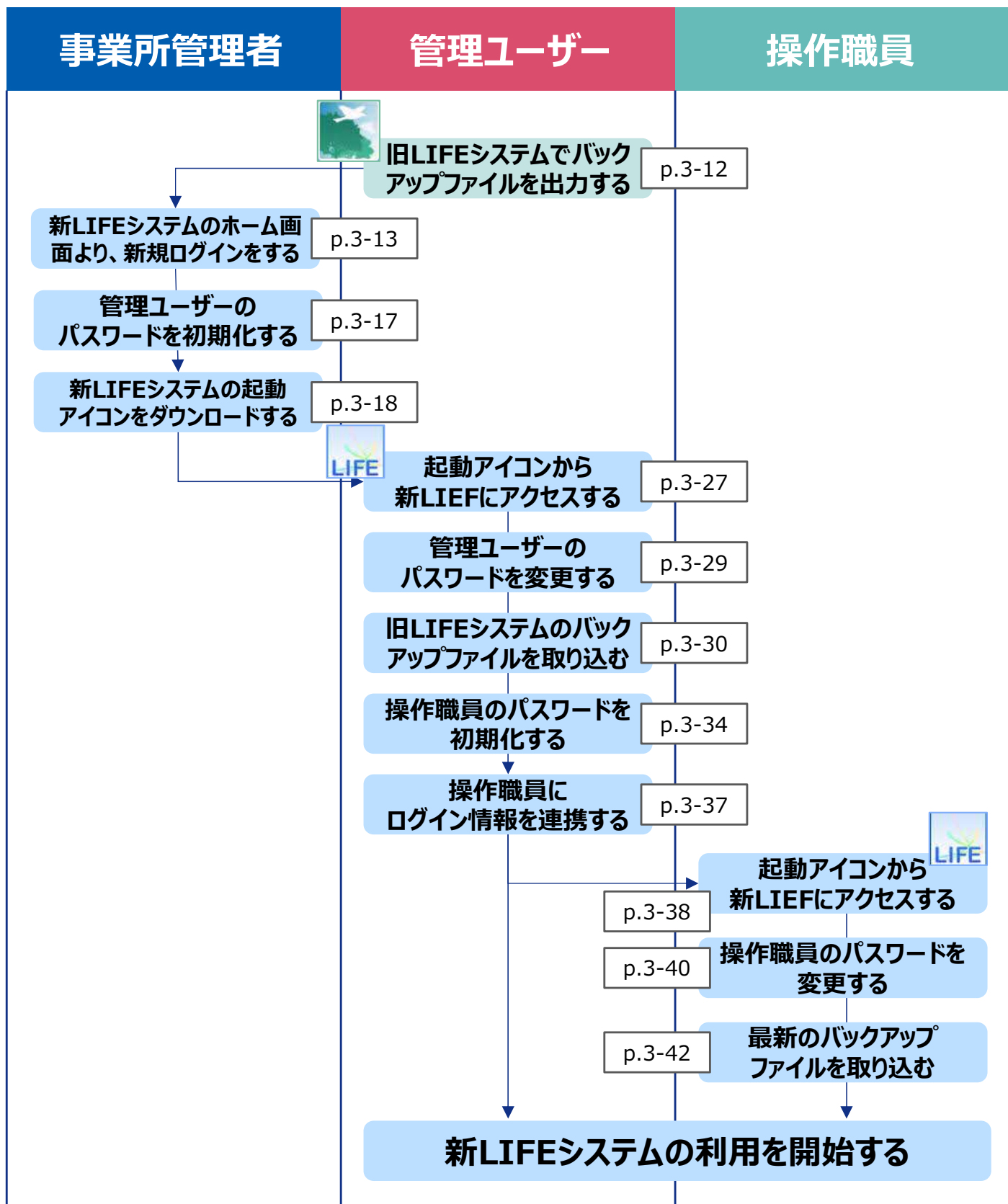
## 2.新LIFEシステムへの移行のしかた

- 移行作業全体の流れは下図の通りとなっております。
- 新LIFEシステムへのログインにあたっては、電子請求受付システム（介護）のログインID・パスワード（・セキュリティコード）をご用意ください。
- 旧LIFEシステムのID・パスワードでは、新LIFEシステムに**ログインできません**。

旧LIFEシステム  
での作業

新LIFEシステム  
での作業

LIFE移行ガイドでの  
記載ページ番号



# 3.お問い合わせ先

## LIFEシステムの操作に関するお問い合わせ先

- LIFEシステムの操作で不明なことがある場合は、下記URLのお問い合わせフォームをご利用ください。

【新LIFEシステム お問い合わせフォーム】

<https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry>

- お問い合わせフォームは、新LIFEシステムのトップページ右上にある「お問い合わせの方へ」からもご利用いただけます。



## 電子請求受付システム（介護）に関するお問い合わせ先

- 電子請求受付システム（介護）のセキュリティ用メールアドレス設定は、共通ログインサポート窓口にお問い合わせください。

【共通ログインサポート窓口】

TEL : 0570-000-887

E-mail : [kyotsu-login@support-e-seikyuu.jp](mailto:kyotsu-login@support-e-seikyuu.jp)

- 電子請求受付システム（介護）のパスワード再発行に関する問い合わせは、請求先の国保連合会にお問い合わせください。